

*弁護士が作成したもので実際の論告要旨ではありません。

論告要旨

罪名 窃盗

被告人 ○○

第1 事実関係

本件公訴事実は、当公判廷で取調べ済みの関係各証拠により、その証明は十分である。

第2 情状関係

1 犯行態様が悪質であること

本件は、被告人が、スーパーマーケットにおいて、食料品6点を万引きした事案であるところ、その犯行態様は、持っていた買い物バッグに商品を隠し入れた上、店舗用の買い物かごに入れていた商品は精算して、買い物客を装うなど、大胆かつ手慣れた犯行である。

2 動機に酌量の余地がないこと

被告人は、生活費を節約するために万引きした旨述べており、その自己中心的かつ身勝手な動機に何ら酌量の余地はない。

3 結果が重大であること

本件の被害金額は約5000円と多額であり結果は重大である。

4 常習性が高く再犯可能性が高いこと

被告人は、窃盗罪（万引き）の罰金前科2犯を有していながら、さらに本件犯行に及んでいることに鑑みると、被告人のこの種事犯に関する常習性は顕著であり、規範意識の鈍麻が著しく、再犯に及ぶ可能性が高い。

5 小括

以上の事情を考慮すると、被告人が公訴事実を認めていることや被害者との間で示談が成立していること等被告人に有利な事情を考慮しても、被告人には厳重な処罰が必要である。

第3 求刑

以上の事情を考慮し、相当法条を適用の上、被告人を

懲役1年6月

に処するのを相当と思料する。

以上